平成２９年（フ）第１２６号
仙台市若林区沖野３丁目16番10号　コーポＫ＆ＫＣ－２
債務者　小野寺勝義
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
千葉県富津市青木３丁目20番地５
債務者　坪井智三子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１７号
千葉県君津市南子安６丁目22番38号
債務者　菅原　和也
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１９号
千葉県富津市金谷3927番地
債務者　白川　　敦
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４３号
新潟市江南区東本町５丁目６番21号
債務者　南場　　實
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
金沢市割出町358番地１　フィールグリック103号、従前の住所金沢市入江３丁目22番地
債務者　**蓮**間　雄太
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２号
金沢市新保本２丁目510番地　サンコーポ202号
債務者　林　　佳清
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
金沢市旭町３丁目３番26号
債務者　松井美千代
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４８号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地（尾崎団地Ａ８棟　831）
債務者　村田　洋子（旧姓松原・古川）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３８７号
岐阜県瑞穂市穂積990番地１　コーポきそ213号
債務者　西松　和彦
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
三重県津市一身田大古曽49番地
債務者　星　多枝子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８号
大津市におの浜２丁目１番28―901号
債務者　棚橋　良貴
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
大津市富士見台57番20号　富士見ハイツ203、前住所大津市柳が崎９番17―305号　ルジェンテ大津
債務者　橘田ソコロこと　ＫＩＴＳＵＴＡ　ＳＯＣＯＲＲＯ　ＦＲＡＮＣＩＳＣＯ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
滋賀県甲賀市甲南町耕心４丁目1109番地97
債務者　岡田　悟朗
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
大津市大平２丁目31番３―508号
債務者　奥村　昭夫
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
滋賀県守山市水保町1255番地10　啓山ハイツ101号、前住所滋賀県守山市水保町1306番地８
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部